

●香川県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年1月8日

香川県監査委員 林 熱
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 支出について 図書購入に係る見積書、納品書及び請求書で日付未記入の場合に日付を加筆しているものがあった。（農村整備課）</p> <p>イ 手当について 高速道路利用に係る通勤手当について、通行料金の還元額明細及び利用証明書を確認しておらず、手当支給額に誤りがあった。（農業試験場、中讃農業改良普及センター）</p> <p>ウ 契約について 業務委託契約書において、委託期間の開始日を契約締結日より前の日付としているものがあった。（西讃土地改良事務所）</p> <p>エ 財産について 特許権については、その存続期間や特許料の支払状況を適切に把握管理するとともに、特許出願から一定期間が経過したときは、その実施の状況等を踏まえて、特許権設定の登録の維持について検討をする必要がある。（水産試験場）</p> <p>オ 物品について</p>	<p>ア 支出について 今後は、納品書及び請求書に日付未記入の場合は、所属の受付印を押印することを徹底した。</p> <p>イ 手当について 通勤手当の戻入及び追給を行うとともに、通行料金の還元額明細及び利用証明書の確認を徹底する。</p> <p>ウ 契約について 今後、契約書の作成において委託期間の記載誤りがないように確認を徹底する。</p> <p>エ 財産について 特許権取得後の特許権の管理状況については、共同出願者との協議事項、やりとりを記録に残すなど特許権を適切に管理するよう職員に指導、徹底した。 特許権設定の登録の維持については、特許料が引き上げられる4年目、7年目及び10年目を節目として、実施の状況等を踏まえ、共同出願者と協議、検討を行う。</p> <p>オ 物品について</p>

	<p>(ア) 毒物劇物危害防止規程を見直し、開封済みのものを含め、管理責任者が立ち会って在庫量の点検を行うようにする必要がある。また、使用しない薬品については、廃棄を検討する必要がある。（東部家畜保健衛生所）</p> <p>(イ) 毒劇物管理簿において、使用量と残量の不一致や減少理由が記入されていないものなどがあり、毒劇物の適切な管理ができていなかった。（農業試験場）</p> <p>(ウ) 廃棄した重要物品について、重要物品票の異動欄に廃棄した旨の記入がないものがあった。（農業試験場）</p> <p>(エ) 農業試験場で生産した収穫物について、生産品（収穫物）出納簿への登記及び生産品（収穫物）処分伝票等の作成をせずに売却しているものがあった。（農業試験場）</p> <p>(オ) 収入印紙は郵便切手類受払簿に登記して管理しているが、請求者受領印の押印漏れが数件見受けられた。（農業生産流通課）</p>	<p>(ア) 毒物劇物を保有する県の他の機関の規程や、平成25年2月に開催された、「県の機関における毒物劇物の管理について」の周知会で示された毒物劇物危害防止規程の作成例を参考にして、開封済みのものを含めた点検結果を管理簿に記載するよう規程を改正した。</p> <p>保管している毒物劇物の状態や使用頻度を調査し、不要な毒物劇物を選別した。それらの処理費用については、予算措置も含め処理方法を検討することとしている。</p> <p>(イ) 記載誤りがあったほか、使用量と残量の不一致は薬液の乾燥や測定誤差が原因と思われ、その理由を記入した。使用ごとに管理簿への正確な記入を徹底するとともに毒物劇物管理者による確認を定期的に行う。</p> <p>(ウ) 直ちに重要物品票に廃棄の記載を行った。</p> <p>今後、事務処理に漏れがないよう、全場の企画連絡会議で職員に周知徹底するとともに、自主検査で重点的に検査を行う。</p> <p>(エ) 生産物出納簿他関係書類を修正、整備した。</p> <p>現在は、記載漏れのないよう複数人で確認している。</p> <p>(オ) 直ちに郵便切手類受払簿の請求者受領印欄に受領者が押印した。</p> <p>今後は、会計規則に基づく適切な事務処理を徹底するとともに、複数人による確認を行う。</p>
検討指示事項	<p>ア 畜産試験場で生産した子豚の売却について、価格決定方法等の実態を踏まえ適切な契約となるよう検討す</p>	<p>ア 契約内容の見直しを行い、売却代金について畜産試験場が毎年度定める価格による旨を明記した新た</p>

	<p>る必要がある。 (畜産試験場)</p> <p>イ 普通財産の貸付けについては、香川県公有財産規則に定める手続をとるとともに、貸付けに関する要領等の作成を検討する必要がある。 (土地改良課)</p>	<p>契約を平成27年6月1日付けで締結し、本契約において旧契約を廃止した。</p> <p>今後とも適切な契約となるよう徹底する。</p> <p>イ 香川県公有財産規則に定める手続をとるため、普通財産の貸付けの使用管理に関する管理要領を新しく制定し、使用料を原則前納とし、使用承認書の書式を定めるなど、平成27年8月1日から運用を開始した。</p>
--	---	--